

1人1枚

「原発」国民投票の実施を求める署名活動への ご協力をお願い

2012年4月16日発行
生活クラブ生活協同組合
☎029-874-8510

つくば市民ネットも参加している

「市民グループ みんなで決めよう原発国民投票」では、
2012年6月に全国で111万筆を集めて国会提出を行うべく
活動中です。(署名用紙提出が昨年11月より延長されました)
茨城県内では3万筆を目指しています。既に署名を行って
いる支部もありますが、周りの方へも呼びかけをお願いします。

署名用紙提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、各党首へ提出することを想定しています。

※署名用紙は印鑑不要です。都道府県名から記載をお願いします

「原発」の是非を決めるの誰?
私たち?!

ぜひ、署名活動にご協力ください。

1人10筆の署名を集めて、提出しましょう。

署名用紙は裏面をご活用ください。

提出締切は、**5/11(金)**です。



(参考)

「原発」国民投票について

世界には、国民投票で直接、法律の制定や改正、廃止が出来る国があります。有権者の一定数の署名を集めれば、国民投票が行われるという仕組みです。また、国民投票で直接の決定はできなくても、国民の意思を確認するために政府・国会が実施する国もあります。

原発をめぐる国民投票は、スイス(1957年、79年2月、同5月、84年、90年、2003年)、オーストリア(78年)、スウェーデン(80年)、イタリア(87年、2011年)、リトアニア(08年)で行われています。2011年のイタリア国民投票では、原子力政策について「原発再開法を廃止する」ことの賛否を問い、賛成が94%を占めました。その結果、この法律は廃止されます。

日本でも「原発」国民投票を実施するための手続き法を作れば、国民投票は実施できます。ただし、投票結果が国会を縛る形、つまり法的拘束力をもった国民投票を行うことはできません。やれるのは、立法府や行政府が主権者である国民の意思を確認して、国民の意思を尊重して政治や行政に反映する「諮問型」の国民投票のみです。投票結果の実効性について、憲法は「国政は、国民の厳粛な信託によるもの」としており、政府や国会は、国民投票で示された主権者の意思を無視したり、反故にしたりはできません。もちろん、投票結果を尊重するよう、国民が立法府や行政府に強く働きかけていくことも必要です。

原子力政策をめぐる「諮問型国民投票」はスウェーデンで1980年に議会と政府が呼びかけて実施されています。その時には投票前に政党間で「投票結果を最大限尊重する」と申し合わせをしていました。日本でも同じように、閣議決定や国会決議で「結果を尊重する」などと取り決めることが考えられます。